

国際帝国主義の侵略反革命・第三世界支配を粉碎し、全世界の帝国主義を打倒せよ！世界プロレタリア革命・世界プロレタリア独裁・共産主義を実現する新しいインターナショナル 世界単一党 を国際階級闘争の最前線に創建せよ！

10月政治アピールP2~5 有事立法制定阻止P6~8 あいば野現地闘争のよびかけP9	2000年 10月1日 第543号 編集発行人 海路 薫 一部 300円	烽火 NOROSHI	共産主義者同盟（全国委員会） ■ 大阪戦旗社 大阪市北区本庄西2-8-19 明豊ビル401号 大労協内 TEL(06)6371-3706 ○郵便振替 00930-0-63333 ○銀行口座 第一勧銀 551-1058150
---	--	----------------------	---



9 3 東京大演習で都心に登場した自衛隊

国労闘争団に連帯を

まさに侵略反革命戦争態勢の最終的な確立に向かおうとする日帝の策動と総対決し、全人民的な反撃が来年に向けて組織されいかねばならない。この一〇・一月において、一一・一二あいば野現地闘争など全国各地で日米合同軍事演習を阻止するために決起し、また名護新基地建設を阻止するための沖縄のたたかいへの連帯を強化し、全人民政治闘争のための統一戦線を前進させていかこう。

そして、このような全人民政治闘争を反帝国際主義へと領導するために戦闘していかねばならない。六月の朝鮮南北首脳会談を契機として、韓国では駐韓米軍の総撤収に向けた闘争が打ち続き、東アジア米軍一〇万人体制・日米軍事同盟の打破とアジアからの米軍基地の撤退は、今やたたかうアジア各国・地域人民の共通の政治要求となっている。このもとで沖・韓の反基地闘争の連帶、反帝国際共同闘争のうねりがますます力強く発展しつつある。一月に韓国で開催されるAWC国際幹事会(CCB)は、これらの国際的なたたかいのさらなる前進にとって決定的な意義を持つものとなるであろう。この韓国CCBに広範な代表団を派遣し、一月下旬から二月上旬にかけてアジア連帯全国フォーラム・各地集会を開催しようとするアジア共同行動日本連のたたかいをぜひとも成功させていかねばならない。そして、一〇・七中央闘争に総決起し、反帝国際主義派の全国的な総結集を実現していく。

全国のたたかう労働者人民の皆さん！日帝・森政権は、この秋の臨時国会に健康保険法改悪案などさらなる労働者人民の生活破壊をもくろむ諸法案を上程し、また周辺事態法に含めることができなかつた「船舶検査法」の上程まで策動している。そして、来年一月からの通常国会にいよいよ米軍への戦争協力のための有事立法を上程し、戦争準備の総仕上げとも言うべき改憲への動きを強めている。これらと結びついて、今秋には日米合同軍事演習が宮城県・王城寺原や滋賀県・あいば野など全国各地でくり広げられようとしている。また「教育改革国民会議」は、その中間報告において小中高生への「奉仕活動」の義務化や教育基本法改悪を打ちだし、教育の排外主義・国家主義のもとへの再編を推進するという日帝の野望をむきだしに示した。

11・12 あいば野現地闘争へ



日米合同軍事演習を許すな！（写真は昨年のあいばの演習）

全人民的反戦を全国で準備せよ

全国の先進的労働者・学生はこの一〇月において、第一に、日帝の侵略反革命戦争策動―有事立法・改憲攻撃を粉碎する全人民政治闘争を組織するために奮闘しなければならない。

日帝は、日米新ガイドライン締結と周辺事態法の制定に続いて、米軍有事法の制定を狙いだした。これは、罰則規定のない周辺事態法を補強するものであり、労働者人民の戦争動員に道を開いた周辺事態法に続いて、戦争動員の法的

強制を目的とするものに他ならない。政府は、このような米軍有事法の次期通常国会上程を準備しようとしている。今秋から、米軍有事法制定策動を粉碎する大衆的な政治闘争を総力で準備しよう。さらに今秋の臨時国会では、周辺事態法制定時に強行できなかつた「船舶検査法」の制定がもくろまれている。強化される一連の戦争法をことごとく粉碎するためにたたかわなければならない。また、こうしたたかいとし

有事立法制定改憲を阻止せよ

日本帝国主義の侵略反革命戦争策動が強まっている。帝国主義的グローバリゼーション・新自由主義政策の下で、世界中の労働者人民が強搾取、不安定雇用、失業という事態に苦しんでいる。そして、帝国主義による新自由主義政策は、アジアにおいても、労働者階級人民の抵抗の激化をよび起こしつつある。

こうしたなかで、帝国主義はアジアにおける集団的安保体制の形成をおし進め、今夏に開催されたARF（ASEAN地域フォーラム）には、朝鮮民主主義人民共和国（共和国）が初めて参加することとなつた。これらは、六月の南北首脳会談を受けて、東アジアにおける帝国主義的支配秩序の再編成が新たな段階に突入しつつあることを意味している。帝国主義は、共和国をアジアにおける帝国主義支配秩序の下へと組み込みでいこうとし、また、共和国の側も自己の延命のために積極的にこれに対応してきた。

日本帝国主義は、こうした中で戦争を遂行しうる条件整備に拍車をかけ、周辺事態法に続いて「米軍有事法」の国会上程を本格的に策動した。また、憲法改悪策動、日の丸・君が代攻撃と運動した教育基本法改悪策動の本格化など、排外主義攻撃が強まっている。こうした策動の先兵である石原都知事の排外主義煽動と治安出動態勢の強化が、九・三東京大演習を通して開始してきた。日帝は、日米新ガイドライ

ーを訴える。

共産主義者同盟（全国委員会）は、全国の労働者・学生が「一〇月闘争に総力で決起する」と

10月闘争のただ中から 反帝国際共同闘争へ！

ンの実働化を一層おし進めるために、一月には全国で日米合同軍事演習をくり広げようとしている。また、今秋、名護新基地建設策動をいよいよ本格化させていこうとしている。こうして日帝は、侵略反革命戦争出動体制を着々と固めつつ、共和国が要求するかつての植民地支配の謝罪と賠償の要求を拒否したまま、共和国との国交回復交渉を進めていこうとしている。

他方、帝国主義的グローバリゼーション・新自由主義政策に抗する各国・地域の労働者人民は、共同のたたかいを一層強めている。沖縄サミットに対抗した「規制緩和に反対する労働者サミット」をはじめ、労働者階級の国際的な共同闘争への気運が増大している。また、南北朝鮮人民をはじめとする世界の労働者人民は、南北朝鮮の自主的平和的統一を支持し、この実現のために朝鮮半島からの米帝国主義軍隊の完全な撤収を要求しつつある。梅香里（メヒヤンリ）における米軍糾弾、基地撤去を要求する韓国民衆のたたかいの大爆発は、こうしたたたかいが韓国においても本格的に登場してきたことを鮮明に示した。また、沖縄サミット反対闘争や梅香里における米軍基地反対闘争などを軸に、沖縄―「本土」―韓国を貫く、東アジアからの米軍基地撤去を要求する国際的な共同闘争が大きく発展してきた。今秋、南北統一に向けて朝鮮半島から米軍を一掃していくために、東アジア人民はさらに團結を固め、総力をあげた国際共同闘争を組織しなければならない。

かりと結合して、名護新基地建設策動を粉碎するため、総力をあげなければならない。名護市民・沖縄県民の基地撤去を要求するたたかいに応え、「本土」における名護新基地建設を許さない広範な世論の形成を進めよう。同時に、一月に滋賀県のあいば野をはじめ全国で強行されようとしている日米合同軍事演習を粉碎するために総力をあげよう。この日米合同軍事演習は、日米新ガイドラインの実働化訓練であり、絶対に許してはならない。すでに、「しない――

させない！戦争協力・滋賀のひろば」のよびか
けで、一月一二日のあいば野現地集会と自衛
隊今津駐屯地包囲のヒューマン・チェーンが提
起されている。強化される日米合同軍事演習を
許さず、あいば野現地闘争を全関西闘争として
たたかい、全国で日米合同軍事演習に反対する
たたかいで決起しよう。

他方では、こうした日米軍事同盟の実戦化に對応して、教育基本法改悪が策動されている。戦後平和教育を最後的に解体し、新たな日帝の侵略反革命戦争策動のもとに教育を再編成していくこうとする策動は、教育労働者・教育労働運動への弾圧や思想統制と結合して一層熾烈化している。日の丸・君が代法制化をテコに激化する排外主義攻撃を許さず、首相の私的諮問機関である「教育改革国民会議」が推進する、戦後平和教育の解体を要とした教育基本法改悪策動を粉碎するためにたたかわねばならない。「教育改革国民会議」は、小中高生の「奉仕活動」

反帝國際主義

アシア第三世界諸国・地域の人民は一貫して批判を強めている。とりわけ、台灣海峡や朝鮮半島における戦争に備えることを直接の目的とした日米新ガイドライン締結は、日米軍事同盟（日米安保）の廃棄を東アジア諸国・地域人民の共通の政治要求へと一举に高めることとなつた。そして、朝鮮半島における南北首脳会談の実現を受けて、南北統一にむけた朝鮮（韓国）人民のたたかいがもはや押し止めることができない歴史の奔流となるなかで、その前に立ちはだかる東アジア米軍一〇万人体制と韓国、沖縄、「本土」に存在する巨大な米軍基地の一掃が、大衆的な政治要求として歴史の前面に登場することとなつた。韓国においては、反米軍基地闘争は米帝と韓国支配階級にとって第一級の彈圧対象であり、共和国への利敵行為と見なされた。だが、九〇年代を通して米軍基地被害に



の義務化にまず着手し、将来的には一八歳の青年に一年間の「奉仕活動」を義務化することなどを提言し、国家主義を浸透させ、徴兵制に水路を開くような策動を進めていた。「教育改革国民會議」を先兵として推進されていこうとしている教育基本法改悪策動を粉碎しよう。そして、日帝が一連の戦争準備の継続上げとして射程に入れている九条改悪を要とした改憲攻撃を粉碎するために、全人民政治闘争の爆発を準備していくかなければならない。

とりわけ、こうした全人民的政治闘争を牽引する労働者階級の政治決起を作りだしていかねばならない。民間中小労働者を中心に、わが国の労働者の多くは倒産・失業・不安定雇用化にさらされ、労働者の生活不安は一層高まっている。大企業においても合理化と首切り攻撃が激化し、終身雇用制の解体と徹底した能力給体系の導入、不安定雇用化攻撃が全産別を襲っていく。また、教育労働者・教育労働運動に対する弾圧と思想統制が熾烈化している。そして、四党合意を受けた日帝の全体重をかけた国労解体攻撃・闘争団切り捨て攻撃が激化している。全労解体攻撃を粉碎する階級的労働運動の全国的な共闘を強めよう。経済闘争と政治闘争を結合し、

足利

同の呼びかけで推進してきた。そして、今秋には、一月下旬から二月上旬にかけてアジア連帯全国フォーラム・各地集会の開催を予定し、さらに一月には韓国において「日米のアジア侵略・支配に反対するアジアキャンペーン」(AWC) の国際幹事会(CCB) の開催を予定している。

AWCによる韓国での国際会議は、南北朝鮮の自主的平和的統一を支持し、日米両帝国主義に反対するアジア民衆の共同闘争を公然と韓国

において登場させることとなる歴史的なたかいである。日米帝国主義と真正面から対決するアジアの反帝國主義勢力が韓国に結集するたかいを、韓国階級闘争の側が先頭になって呼びかけることの意義はあまりにも巨大である。南北統一をめぐるたかいを真に推進しうる労働者階級が、日米帝国主義のアジア支配との闘争をアジア人民の先頭にたって呼びかけているこのたたかいを、それに応えるアジア各国・地域の代表の総結集によって、韓国における歴史的な反帝（反米帝・反日帝）国際共同闘争をたこいといつていかねばならない。それは、韓

韓国CCBを成功させよう！（写真は昨年のインドネシア）

にとって、南北朝鮮の自主的平和的統一を断固として支持し、日米帝国主義の侵略反革命を許さずたたかうことは、歴史的に抑圧民族として存在し続けてきた帝国主義本国の労働者人民にとって不可欠の国際主義的責務なのである。

労働者・学生のみなさん！ アシア
の反帝国際政治統一戦線を推進し、
日帝の侵略反革命と闘う 10・7 中央
闘争への結集を呼びかけます。

7月沖縄現地闘争においては、「人間の鎖」にはっきりと示された
ように沖縄人民を先頭とする労働者階級・人民の総決起がかちとられました。沖縄「本土」、アジアを貫く反帝国主義勢力の総決起は、G8に反対する反帝国際共同闘争として大成功を収めました。このたかいは、日帝によるサミット翼賛体制を突き破って結成された「反サミット実」の呼びかけによって、国際・国内における反帝勢力が総結集することによって実現されたのであり、沖縄解放闘争の前進として、かつ、国際・国内を貫く反帝闘争の前進として巨大な地平を刻印しました。連動して、沖縄・「本土」、韓国から米軍基地を一掃するための国際共同闘争も大きく前進しています。また、規制緩和に反対する労働者による対抗サミットの開催を始めとして、さ

憲法改悪策動を本格化して、石原東京都外主義煽動と治安など、排外主義勢力は増大しています。一方、では、帝国主義的・新自由主義政権・労働者階級のたたかい・米帝に反対する国連が増大しています。それでも、労働者階級が広範に充満する、沖縄サミット反対による国際的な共闘がうとする機運が大きいます。

アジアの反帝勢力、米帝の侵略反革命、國際的な反帝共闘に前進させていく重要な課題としています。

日本帝国主義の侵略反革命策動に反対する全人民的政治闘争を組織するため奮闘しなければなりません。激化する有事立法・改憲攻撃と対決し、名護新基地建設策動を粉碎しよう。二月全国で強行されようと

アジアの反帝国際統一戦線を推進し、日帝の侵略反革命と闘う10・7中央闘争へ！

呼びかけ／10・7 実行委員会

有事立法－改憲攻撃粉碎！名護新基地建設阻止！沖縄－「本土」、韓国をはじめとする全アジアから軍事基地の撤去を勝ち取れ！11月日米共同統合演習阻止！激化する天皇主義－排外主義をうち破れ！

に対する国際的な連帶戦として極めて重要な位置を有するたたかいである。そして何よりも歴史的に抑圧民族として存在してきた日本の労働者人民にとっては、南北の自主的平和的統一を支持し、日帝の侵略反革命とたたかう自己の責務にかけて結集すべきたたかいである。

こうしたたたかいを推進するAWCとアジア共同行動日本連絡会議のたたかいを支持し、一〇月闘争の全過程を通してアジア共同署名を推進し、一一月の韓国におけるAWC国際幹事会(CCB)とアジア共同行動日本連による全国フォーラム・各地集会の準備をおしつづめていくこと

底しておし進めよう！

して呼びかけられている。すべての先進的労働者・学生は、フィリピンの民族民主戦線（NDF）などアジアの革命勢力と連帯するわが国の革命的勢力の全国的結合を推進するたたかいの一貫として断固として決起しよう。帝国主義と対決する国際的な反帝共同闘争の推進とアジア革命勢力との連帶をもって、日帝の打倒を公然とかかげ、わが国階級闘争・政治闘争の革命的変革と再編のためにたたかう一〇・七中央闘争へ総結集しよう。

全国の先進的労働者・学生が、わが同盟と一月闘争をともにたたかうこと訴える。

国階級闘争の前進にとって巨大な一步を踏みだすたたかいとなるであろう。それはまた、朝鮮半島における南北統一に向けたたたかいへの国

う。南北朝鮮の自主的平和的統一を支持し、日米帝の侵略反革命と対決するための東アジア共同闘争を断固として前進させよう！アジアから

転落した日本共産党と分岐し、日本帝国主義の打倒とプロレタリア国際主義に立脚したわが国階級闘争・政治闘争の新たな再建をめざす反帝

有事立法。改憲攻撃を粉砕する 全人民政治闘争の発展からとれ

周辺事態法が強行採決されてから一年半が過ぎた。以降、日帝の侵略反革命戦争体制づくりは、有事法制の整備を焦点とした戦争諸立法攻撃、国内のみならずアジア規模へと拡大される

自衛隊の軍事演習、教育基本法改悪をも水路とした改憲策動など一段とエスカレートしている。いまや労働者人民への強制的な戦争動員、物資徴用までも公然と開始しようという日帝の有事立法攻撃と対決し、その内容と性格を全面的に暴露し、職場・地域・学園における抵抗闘争があらゆる規模と形態で組織しなくてはならない。

そしてそのたたかいを来年一月に予定される通常国会での有事立法上程阻止に向けた全人民政治闘争へと結実させなくてはならない。

同時に、進行する改憲策動とその水路として狙われる教育基本法改悪策動を粉碎し、その国家主義的で排外主義的な性格を批判していくた

たかいを全力で組織しなくてはならない。プロレタリア国際主義に立脚した政治闘争の前進によつて、ついに「有事の際の自衛隊の活用」を公然と打ち出した日本共産党のもとから労働者人民を奪い返し、日本階級闘争の国際主義的再編と飛躍を実現していこうではないか。開始された日米安保・新ガイドラインと米軍のアジア一〇万人体制に反対する「アジア共同署名」は、アジア人民との反帝共同闘争に日本の労働者人民を立ち上がりさせていくための強力な武器である。

日帝の侵略反革命戦争体制づくりと対決し、今秋から来年にかけて有事立法粉碎・改憲阻止のたたかいの全人民的な高揚をかちとろう!

★ 戰争動員策動を 許さない闘いを ★

法的・行政的な体制をつくりあげようとしている。そのひとつが「周辺事態法九条・実施要綱」の発表である。

周辺事態法のなかで「戦争協力」について規定した項目は、三つの項からなる第九条のみである。そこでは「関係行政機関の長」が「地方公共団体の長」に「必要な協力を求めることができる」、また「関係行政機関の長」が「國以外の者に対し」「必要な協力を依頼することができる」と書かれているだけである。周辺事態法の制定過程では、明治公園で開催された五万人集会に象徴される全人民的な反対闘争のみならず、各地の地方自治体などからも抗議や戸惑いが投げかけられた。政府は「強制ではない」

「正当な理由があれば拒否できる」などとして、こうした抗議に正面から応えることを避け、あいまいな条文によって法案を可決させた。「実施要綱」は人民の反対のたたかいを恐れる政府が、法律によってではなく「解説書」という体裁をとった一方的な文書をもつて戦争協力を法的強制力をもつたものにしようとする卑劣な攻撃である。

「実施要綱」は、例えば「周辺住民に危害がおよぶと考えられるときは、協力を拒むことができる正当な理由がある場合にあたるか」という問い合わせに対して、「国内の公共施設を使用することそのものにより、周辺住民に危害が及ぶことは想定されない」などとおよそ根拠のない回答をしつつ、地方議会の決議や住民請求は「法的影響を及ぼすものではない」としている。つまり住民の声を切って捨て、自治体の権限は奪い去ろうというのである。同時に、港湾や空港の軍事使用に関しては、民間業者と施設管理者である自治体の話し合いに初めから国が介入するとして、政府による強権的な軍事使用を公言している。また「協力の内容によっては…米軍のオペレーションが対外的に明らかになってしまふ」として情報秘匿を要請するとしている。

米軍の作戦に関する情報秘匿については、「地位協定の実施にもなう刑事特別法（刑特法）」によって作戦情報の漏洩（ろうえい）には「懲罰者はその実質化のための具体作業を開始し、労働者人民への強制的な戦争動員を可能にする

役一〇年以下の刑」が定められているが、その適用が自治体や民間業者にまで拡大することさえも想定されるのである。

このような政府の動きを受けて、各地の地方政府では具体要請を想定した担当部署の明確化などのたたかいで戦争協力体制づくりが始まっている。われわれは、今秋、各地での日米合同軍事演習反対の取り組みと同時に、地域で進む戦争動員体制への抵抗戦を組織していかなければならない。

★ 有事立法の制定 を阻止しよう! ★

日帝・森政権は四月に行われた所信表明演説のなかで、国会演説としては歴代首相のなかではじめて「有事法制の制定」に言及した。また七月に発表された防衛白書では、有事法制について「必要なものであり、平時においてこそ備えておくべきもの」として、昨年の「法制が整備されることが望ましい」との表現より踏み込んだ。今年三月の自由公与党三党の「安全保障に関するプロジェクトチーム」での「法制化を目指した検討を開始するよう、政府に要請する」との合意を受け、日帝・森政権は来年一月に予定される通常国会への有事立法の上程を画策している。

では、この有事立法の内容はどのようなものか。実はそもそも自衛隊の「防衛出動」とその際の「物資の収用等」については、自衛隊法七六条および一〇三条にすでにその法的な根拠が示されている。これによれば「外部からの武装攻撃（そのおそれのある場合を含む）」に際して、自衛隊は（特に緊急の場合は国会の承認さえもなしで）「防衛出動」ができ、国や都道府県は自衛隊の作戦上の必要に応じて土地や家屋・施設・物資を使用・管理・収用をすることができる。さらに医療・土木建築工事・輸送などの

業者に対しても「指定したものに従事することを命ずることができる」とある。だがこの条文のみでは現行法体系上も実際に収用や動員を行なうことはできない。実際の運用に際しては憲法上の諸権利や、その他の諸法規との対立が生じるからである。また収用や動員のための法的手続、収用・動員の具体的な対象などについて、自衛隊法では「政令でこれを定める」となっているが、いまだこれを定めた政令はない。

一九七七年、自民党・福田政権は「国会提出を予定した立法の準備ではない」とした上で、防衛庁に有事法制研究を命じた。その内容は第一分類（防衛庁所管の法令）、第二分類（他省所管の法令）、第三分類（所管省庁が明確でない事項に関する法令）に分けられ、それぞれの領域について「防衛出動」と「収用と動員」を行なう際に現実にどのような法的不備があるか、現行法令をいかに改編していく必要があるのかが研究されている。したがって、いわゆる有事立法とはひとつのまとまった法案ではなく、自衛隊法をはじめ各種の法の改定案をまとめたものと収用・動員のための法的な手続きを規定する政令などからなる一連の法案の総称である。すでに第一分類と第二分類についてはその概要が防衛庁から公表されている。自公三党合意もこの第一、第二分類を早急に立法化することを合意しており、次期通常国会で焦点になるのはこれである。第三分類については公表されたものはない。明らかに基本的人権を制限する内容が含まれているために、世論の大きな反発を恐れて公表できないとも言われている。

それでは防衛庁が公表している文書「防衛庁における有事法制の研究について」からその内容を見ていく。ただし第一分類と第二分類に関する文書はそれぞれ一九八一年と一九八四年の発表である。現在、森政権が準備している法案は未だ公表されていないが、これをさらに拡大・具体化したものになると思われる。

第一分類のなかの具体的な提案は次のようなものである。自衛隊法一〇三条に規定された物資収用、土地施設使用などについてその手続き、対象となる施設を定める法令をつくること。自衛隊の方面監視・師団長・艦隊司令官などに要請権限を与えること。土地収用の際に工作物の撤去を也可能にすること。動員命令に従わないもののへの罰則規定を設けること。土地の使用についての「防衛出動」以前の「防衛出動待機命令時」からこれを可能にすること。自衛隊の迅速な行動のために公共の用に供されていない土地（私有地）等の通行を可能にする法律をつくること。「防衛出動待機命令時」から武器使用を可能にすること。これらを法的に整備することなどである。

第二分類では、自衛隊が規制を受けずに自由に活動することを可能にするために、各種の法律のなかに自衛隊の活動を「特例措置」とする

条文を盛り込むことが検討されている。道路や橋の応急補修のための道路交通法に関する特例措置、また陣地や建造物構築などのために建築基準法、海岸法、河川法、森林法、自然公園法などの規制を「特例」として適用しないよう求めている。さらには「隊員が一定量以上の火薬類を携帯して民間自動車渡船（フェリー）に乗船する場合や、火薬類を積載した車両を一般の隊員とともに自動車渡船に積載する場合もある」として「危険物船舶運送及び貯蔵規則」についても特例措置が求められている。また野戦病院設置のために「医療法」について、大量の戦死者の埋葬のために「墓地、埋葬等に関する法律」などについても特例措置が求められている。その他、例えば現行の道路交通法のもとで自衛隊車両を緊急車両指定することなど、法改定をともなわない特別措置についても数多く言及している。

また防衛庁は、この八月、これまでまったく手つかずだった「米軍有事法」の研究に着手することをも発表している。これは前述の「日本有事」の際の自衛隊への「特例措置」と同様の措置を米軍にも与え、また米軍が必要とする土地や施設収用をも可能にしようというものである。防衛庁は第一および第二分類の法整備を行った後に、ACCSA（日米物品役務融通協定）を「周辺事態」だけでなく「日本有事」にも適用することとあわせて、この「米軍有事法」の国会上程を行うことを策定している。

ひとことで言えば、有事立法とは戦時において自衛隊の展開へのあらゆる法規制をなくし、指揮官の権限を現行法を越えるものにするということにある。それはこれまで具体的に見たところ、労働者人民への強制動員と安全な生活への侵害、私権の大幅な制限をともなうものである。こうして有事立法の個々の内容の危険性と反人道性を暴露しつづくと同時に、それへの怒りと批判を有事立法粉碎の全人民政治闘争へと結実させていかなくてはならない。

侵略軍として強

労働者人民を強制的に動員して、日帝はいかなる戦争を遂行しようとしているのか。その性格を把握し、全面的に批判することは、排外主義煽動の強化あるいは国家主義の台頭をともなつたこの有事立法一戦争策動を粉碎し、全人民政治闘争の政治的発展を勝ち取るためにぜひとも必要である。

八月三一日、防衛庁は二〇〇一年度の軍事費の概算請求を決定した。その内容を見れば、日帝の軍事政策がかってのようす連を仮想敵国

とした日本への軍事侵攻を想定したものではなく、第三国での地域紛争介入に焦点づけられたものにシフトしていることは明かである。そのなかでは「正面装備」として、戦闘機の長距離飛行を可能にするための空中給油機（三八億円）が初めて計上され、さらにC1輸送機とP3C対潜哨戒機の後継機を今後、国産化するための開発研究費（百三〇億円）が計上されている。そのなかではC1輸送機の飛行距離をこれまでの二二〇キロから六五〇キロにまで拡大することがうたわれている。また「重要事態対応」の重視も打ち出され、対ゲリラ戦および市街戦のための特殊部隊の編成準備費（三一五億円）などが計上されている。また「不審船対処」の名の下にミサイル挺三隻（一九五億円）も計上されている。さらに戦域ミサイル防衛（TMD）予算（三七億円）と内閣府予算として軍事偵察衛星の研究開発費（九九一億円）が計上されているのも特徴的である。

こうして増強される軍事兵器がいかなる目的に使用されようとしているのかは、最近の自衛隊の軍事訓練を見ることでますます鮮明となる。このかん自衛隊は首都圏の部隊を中心に砲などの中火器部隊を削減する一方で、「テロ・ゲリラ・大規模災害に対処する」として歩兵部隊や特殊部隊の新設を進めてきた。昨年来、自衛隊は対ゲリラ戦闘を重点訓練として位置付けており、「武器使用規則」の策定も進められている。さらに来年には米国本土へ部隊を派遣しての対ゲリラ訓練も予定されている。

自衛隊の演習が新ガイドライン体制に照応したものへと変化していることにも注意しなくてはならない。五月に行われた環太平洋合同演習（リムパック）（OIO）では海上自衛隊が初めて「船舶検査」訓練を行った。これは仮想の三か国間での紛争に国連安保理の要請で多国籍軍が介入するというシナリオで行われている。すなわち新ガイドラインにもとづく「船舶検査法」を先取りするものであり、明らかに侵略反革命出動を焦点とした訓練である。さらに防衛庁はこのリムパックが「地域紛争対応型」にシフトしてきていることをも受け、二年後からは米国との二国間演習との形式すら放棄し、多国間演習への直接参加を方針化している。これはPKF凍結解除をも通り越し、自衛隊の多国籍軍参 加へと歩を進めるものに他ならない。

九月三日、自衛隊三軍の部隊がまさに火山災害の真っ只中にある三宅島への「災害支援」を中断して首都での大規模治安出動演習を行ったことに示されたように、彼らの狙いが「災害救助」にないことはもはや明らかである。だがそれだけではない。日帝・防衛庁の狙いは朝鮮半島を最大の焦点とした東アジアにおける独自の軍事支配の強化であり、また森政権が七月の所信表明演説で明言したとおり国連安保理常任理事国入りに向けたPKF（国連平和維持軍）参

加、さらには多国籍軍参加による地域紛争への軍事介入の積極的推進である。今秋には滋賀県あいば野と宮城県土城寺原で初めて対ゲリラ戦闘訓練のための日米共同軍事演習が行われるが、これはまさに朝鮮半島をはじめアジアへの侵略反革命戦争出動のための訓練、したがってアジア人民への虐殺訓練そのものである。南北首脳会談と東アジア各地で高まる米軍基地撤去闘争をも受けて、日米安保の侵略性は人民のまえに一段と鮮明になりつつある。われわれはこのようないい自衛隊の侵略反革命軍隊としての機能強化をはっきりと暴露し、その性格を全面的に批判していくしかなくてはならない。そしてアジア人民との共同闘争をもって、今秋、日米共同軍事演习反対から有事立法制定阻止へと向かう全人民政治闘争の国際主義的発展を勝ち取らなくてはならない。

★ 教育基本法改悪 改憲を阻止せよ ★

労働者人民への戦争動員体制の構築と自衛隊の侵略を担える軍隊としての本格的再編、そしてこれらを統合する中央権力の強化＝防衛庁の国防省への格上げ策動。こうした策動と並行して、また九条改悪をメルクマールとした改憲策動が進行している。このかん衆院の調査会では憲法制定過程論を中心に、参院の調査会では「公共の福祉」と人権との関係などが参加議員、学者などによって議論されてきたが、前者はあいまかわらぬブルジョア御用学者による「おしつけ憲法」論の展開であり、後者は危機管理の名の下での「人権」概念の見直しが必要という主張である。憲法調査会は憲法改定についての提案権を持たず「広範かつ総合的に調査を行う」とされているが、「調査」などとは到底言えないとその議論をみれば、その目的が改憲に向けた地ならしにあることは明らかである。

こうしたなかで改憲に向けた様々な動きが開始されている。五月三日、読売新聞は「憲法改正第二次試案 二一世紀の憲法の在り方を提言」を発表した。この試案では、①「公共の福祉」を「公共の利益」への書き換え、②衆院での法案可決権の強化、③緊急事態条項の新設、④「自衛のための軍隊」の明記などが揚げられ、「戦争のできる国づくり」に向けた水先案内人の役割を鮮明にしている。また七月一四日、経団連の「第一五回東富士フォーラム」では教育・憲法についての議論がなされ、その後の記者会見において辻副会長が「私自身は実態に合うように戸籍を改めるべきだと思っている。(憲法の条文を)素直に読むといま起っている諸問題に対処できない」と言い放っている。

★ 反帝国際主義政 治闘争の前進を ★

自民党は、四月一九日、党独自の憲法草案の作成開始を決定し、「歴史と伝統の尊重の上に立った国家運営」「多極化時代にふさわしい安全保障政策の確立」「国家の非常事態に対応する仕組みづくり」などをあげた。憲法問題については党内に様々な意見を抱える民主党でも、鳩山は自らの党首任期である二年間の間に民主党の改憲試案を作成するとぶち上げている。

こうしてブルジョアジー内部においては改憲策動が激しく進行しているが、しかし国民投票を含む具体的な改悪作業に入ることに対するは労働者人民の大きな抵抗が存在することをブルジョアジーもまたよく知っている。そのような情勢のもとで、改憲に向けた条件整備として日帝が現在しかけている攻撃こそ、教育基本法改悪を柱とする「教育改革」攻撃である。九月一日、保守党の研修会に参加した中曾根康弘は「教育基本法を改正して、その内容どおりに憲法をもつていく。それが順序として具体的に改革を開いていく力になると思う」と、その野望を語っている。森政権の「教育改革」については、その具体政策、教育への影響などの側面からの詳細で、全面的な批判が必要であるが、彼らが狙う国家主義イデオロギー攻撃としての本質は教育改革国民会議による中間報告および分科会方向に明らかである。これらの報告は徹頭徹尾、露骨な愛国主義に貫かれていて、家庭によるしつけ、学校での道徳教育の強化、「奉仕活動」の義務化という形での愛國心教育の強化と他方での大学入学年度の引き下げ、習熟度別教育、さらには「問題児」の隔離などの差別・選別教育の強化をうたうこの提言の根底には次のような問題意識が流れている。「教育基本法前文及び第一条の規定では、個人や普遍的人類などが強調され過ぎ、国家や郷土、伝統、文化、家庭、自然の尊重などが抜け落ちている」(第一分科会報告)。教育基本法前文には「個人の尊厳」「個人の価値を尊び」などの言葉がなりび日本国憲法の基本的人権概念をこうした教育によって実現するという理念が示されているが、日帝ブルジョアジーにとって労働者人民の戦争動員と侵略戦争体制づくりを実現するためには、こうした戦後民主主義的要素そのものを叩き壊す必要がある。それはまた憲法改悪に反対する労働者人民への強力な国家主義イデオロギー攻撃もあるのだ。

われわれは日帝の侵略反革命戦争出動体制づくりとそれによる人民への権利剥奪、暴力的強制に反対する広範な抵抗戦を職場・地域・学園において組織する必要がある。今秋、各地での軍事演習に際して、われわれはこれにともなう空港、港湾使用、自治体動員を徹底的に批判し、阻止しなくてはならない。また侵略のための訓練というその演習の性格を徹底的に暴露していく必要がある。この秋のたたかいを通して、来る春、有事立法制定阻止の全人民政治闘争の陣形を断固として準備していこうではないか。

同時に、われわれはこのたたかいのただなかにおいて、独占資本の搾取強化とたかう階級的労働運動と日帝帝国主義のアジア支配とたかう反帝国際共同闘争の前進をもって、日帝ブルジョアジーとの正面からのたたかいを組織しなくてはならない。日本共産党的委員長・不破は「国民の安全のために自衛隊も活用する」と言い放ち、愛國主義・排外主義の党としてその本質をいよいよ露にしている。それは労働者人民の抵抗闘争の政治的発展をおしとどめ、危機感をもって立ち上がる労働者人民のたたかいを日帝ブルジョアジーの攻撃に屈伏させていくうとするものである。日本共産黨のもとから労働者人民を奪い返し、日本人民の第一級の階級的・国際主義的責務である自国帝国主義の侵略反革命策動とのたたかいへと立ち上がらせていくことができるのは、アジアの反帝闘争と結合したわれわれの反帝プロレタリア国際主義政治闘争の実践以外にはない。

各地での抵抗闘争をたたかい抜き、今秋、臨時国会での「船舶検査法」の制定を阻止しよう。そのたたかいを来年初頭からはじまる通常国会での有事立法制定を阻止する全人民政治闘争へと發展させよう。教育基本法の改悪を水路として進められる改憲攻撃と対決する労働者人民の広範な決起をつくりだし、国家主義・排外主義煽動の強化とたたかおう。そのたたかからアジア人民と連帯した反帝プロレタリア国際主義政治闘争の登場を断固としてたたかいつらうではないか。全国の労働者・学生は、われわれ共産党(全国委員会)とともに日帝の侵略反革命戦争攻撃との対決へと立ち上がりろう。

自衛隊のあいば野演習場（滋賀県）において、日米合同軍事演習が強行されようとしている。滋賀のたたか

自衛隊の東北および中部方面隊の施設において大規模な演習が強行されようとしている。

自衛隊のあいば野演習場（滋賀県）において、日米合同軍事演習が強行されようとしている。滋賀のたたか

自衛隊の東北および中部方面隊の施設において大規模な演習が強行されようとしている。

自衛隊のあいば野演習場（滋賀県）において、日米合同軍事演習が強行されようとしている。滋賀のたたか

自衛隊の東北および中部方面隊の施設において大規模な演習が強行されようとしている。

来る一一月上旬から中旬にかけて、自衛隊のあいば野演習場（滋賀県）において、日米合同軍事演習が強行されようとしている。滋賀のたたか

あいば野現地闘争に総決起し 日米合同軍事演習を阻止せよ

日米合同軍事演習の反人民性

昨年に引き続く今回のあいば野での日米合同軍事演習は、一月上旬から中旬にかけての約一週間にわたる「平成二二年度日米共同統合実働演習」（F-TX）の一部として行われるものである。

この日米共同統合実働演習は、九二年から一年おきに行われてきたもので、今年の演習は「わが国に対する武力攻撃への対応のほか、各種の事態に想定される自衛隊の任務に円滑に対応するため、各自衛隊相互、日米の上級司令部および部隊間における連携要領を実働により演練し、共同統合運用能力の維持・向上をはかる」ことを目的とし、まさに日米ガイドライン・周辺事態法のもとでの日米共同作戦体制の強化をおし進めようとするものなのだ。とりわけ今回の演習では、平時・有事・周辺事態を想定した捜索救助活動と在外邦人輸送を初めて演習課題として設定し、邦人輸送の演習には海上自衛隊佐世保基地、航空自衛隊築城基地、米軍岩国基地を使用する。また初めて対ゲリラ戦闘訓練が、滋賀県・あいば野演習場と宮城県・王城寺原演習場で行われる。これらの演習に参加する日米両軍はそれ一万人にのぼり、日本の周辺海域・空域、九州・中国地域の自衛隊・米軍の施設において大規模な演習が強行されようとしている。

う労働者人民からの呼びかけに応え、滋賀県・あいば野での日米合同軍事演習には、陸上自衛隊の中部方面隊第二混成団（四国・善通寺）と米二五軽歩兵師団（米本土）が参加する。九七年、九九年、本年と連続する演習は、あいば野での日米合同軍事演習が常態化し、日米共同作戦態勢の拠点のひとつとなりつつあることを示している。演習の内容もまた、

次朝鮮戦争を発動することに備えた侵略反革命戦争の訓練として行われているのだ。さらに初めて対ゲリラ戦闘訓練が行われることは、帝国主義による支配に反対する労働者人民のたたかいを敵として想定することであり、演習の反人民的性格をさら

に強化するものである。そして、本年の演習においても閑空を米軍が使用することや滋賀の地方自治体に協力を迫る可能性がある。このようなあいば野での日米合同軍事演習を絶対に許すわけにはいかない。

全関西からの結集で闘い抜け

日本帝国主義は、六月の南北首脳会談をもって共和国を長期的にアジアにおける帝国主義の支配秩序のなかに組み込み、解体・吸収していくための動きを一挙に推進してきた。そして、他方においていつでも第二次朝鮮戦争を発動できる態勢を維持し、沖縄における名護新基地建設をはじめ日米共同作戦体制を一層強化しようとしてきている。そして、日本帝国主義はいよいよ来年の通常国会に有事立法を上程し、改憲への道を突き進もうとしている。このような日米帝の策動と対決し、侵略反革命戦争への道を阻止していくために、あいば野現地闘争に断固として決起していこうではないか。

11・12あいば野集会 とめよう戦争への道！

■ 日時／11月12日（日）13時～

■ 場所／今津町・橋公園

■ 内容／趙博コンサート、平和のメッセージ

集会後、自衛隊今津駐屯地包囲ヒューマンチエーン

う労働者人民からの呼びかけに応え、滋賀県・あいば野での日米合同軍事演習には、陸上自衛隊の中部方面隊第二混成団（四国・善通寺）と米二五軽歩兵師団（米本土）が参加する。九七年、九九年、本年と連続する演習は、あいば野での日米合同軍事演習が常態化し、日米共同作戦態勢の拠点のひとつとなりつつあることを示している。演習の内容もまた、

次朝鮮戦争を発動することに備えた侵略反革命戦争の訓練として行われているのだ。さらに初めて対ゲリラ戦闘訓練が行われることは、帝国主義による支配に反対する労働者人民のたたかいを敵として想定することであり、演習の反人民的性格をさら

に強化するものである。そして、本年の演習においても閑空を米軍が使用することや滋賀の地方自治体に協力を迫る可能性がある。このようなあいば野での日米合同軍事演習を絶対に許すわけにはいかない。

昨年の演習時にゴードン・ナッシュ、米海兵隊准将が「朝鮮半島にいる共通の敵に対して、肩をならべて戦う」と言い放ったように、朝鮮民主主義人民共和国を敵として想定し、第二次朝鮮戦争を発動することに備えた侵略反革命戦争の訓練として行われているのだ。さらに初めて対ゲリラ戦闘訓練が行われることは、帝国主義による支配に反対する労働者人民のたたかいを敵として想定することであり、演習の反人民的性格をさら

に強化するものである。そして、本年の演習においても閑空を米軍が使用することや滋賀の地方自治体に協力を迫る可能性がある。このようなあいば野での日米合同軍事演習を絶対に許すわけにはいかない。

昨年のたたかい以来、あいば野現地闘争は関西各府県の労働者人民が総結集するたたかいとして組織され続け、関西各府県のたたかいの交流と結合を促進する貴重な機会となってきた。有事立法制定をめぐる巨大な全人民的攻防を目前にして、一二・一二あいば野現地闘争ヒューマン・チエーンの成功を全関西からの結集でかちとり、日帝の侵略反革命戦争を阻止する全人民政治闘争の大爆発を切りひらいていかねばならない。

そして、このたたかいとアジアから米軍と米軍基地を一掃する国際共同闘争を結びつけ、反帝國主義へとたたかいを領導していくために奮闘していかねばならない。一一月一二日、全関西からあいば野現地闘争へ総決起していこう。

また、今回は初めての試みとして、自衛隊の今津駐屯地を包囲するヒューマンチエーンが準備されている。そして、関西各府県を代表してアジア

共同行動・京都、しないさせない戦争協力・関西ネット、戦争協力はゴメン！兵庫の会、憲法を生かす奈良県民の会、戦争協力はゴメン！和歌山連絡会が協賛団体となり、全関西的な闘争としてたたかう準備が進められている。

9・3 東京

治安演習弾劾して集会

都内各地で抗議行動を展開 芝公園に一五〇〇人が結集

排外主義と対決せよ

さる9月3日、「ビッグレスキュー」東京2000「首都を救え」という名称で「東京都総合防災訓練」が行われた。これは『烽火』紙において暴露してきたように、「防災訓練」に名を借りた自衛隊の治安出動訓練に他ならない。自衛隊がまさに火山被害のただなかにある三宅島での「災害支援」を中心としてこの訓練を行ったことは、自衛隊とその訓練の反人民的性格をより鮮明に浮かび上がらせた。七一〇〇人の自衛隊を動員して行われたこの訓練に対し、当時は、訓練会場とされた都内各地でさまざまな抗議行動が取り組まれた。アジア共同行動日本連は、午前中は白鬚西での抗議行動に参加し、午後は芝公園で行われた「多文化共生社会の防災を考える九・三集会」に合流した。

白鬚西演習に抗議

都内一〇か所に設定された訓練会場のうち、白鬚西における訓練では、当初、パラシート降下訓練を含む自衛隊の出動訓練がもくろまれていた。しかしながら「防災対策」の観点からは災害地域へのパラシート降下など考えられず、そのあまりに露骨な治安出動的性格に対する批判が巻き起こり、石原都政はそれを断念した。

この日の午前中、白鬚西では、「防災訓練」に名を借りた九・三白鬚西自衛隊演習に反対する実行委員会の呼びかけによって、抗議集会とデモおよび監視活動などの一連の取り組みが行われた。午前九時から山谷・玉姫公園で行われた抗議集会には、山谷、荒川、墨田など地域でたかう諸団体・個人を中心にして共産〇人が参加した。白鬚西会場の近辺は、関東大震災の際に朝鮮人虐殺が

引き起された地域であり、今年もその追悼式が取り組まれてきた。今回の自衛隊訓練はこうした地域でのねばり強いたかいに真っ向から敵対するものであった。

集会における各団体・個人の発言は、今回の訓練が「防災訓練」に名を借りた自衛隊の治安出動に他ならないことを指摘とともに、石原の差別・排外主義煽動と正面から対決していく必要を訴えるものであった。集会後、参加者は「堤防の緊急復旧・決壊防止訓練」の会場となつた水神大橋付近までデモンストレーションを行い、そのまま監視行動に移った。参加者は演習を行う自衛隊、また途中でヘリコプターで白鬚西会場に降り立った石原にシップリヒコールを叩きつけた。

芝公園集会が成功

午後二時からは、芝公園で「石原人種差別発言と自衛隊の治安出動に反対する」というサブタイトルがつけられた「多民族共生社会の防災を考える九・三集会」が開催され、午前中に都内各地で抗議行動を行つた労働者・市民・学生が集まつた。海渡雄一弁護士の司会で始まつたこの芝公園での集会には、約一五〇〇人が参加した。

評論家の佐高信さんの開会あいさつの後、辛淑玉（シン・スゴ）さんが発言に立ち、四月九日の差別発言をその後も撤回も謝罪もせずに居直り続けている石原とその差別・排外主義を弾劾し、「私は最後の一人になつても石原知事を許しません」と語った。

続いて政党からの発言として共産党の緒方靖夫参議院議員、新社会党の江原栄昭東京都本部委員長、社民党の保坂展人衆議院議員が発言した。



地下鉄大江戸線に迷彩服で乗り込む自衛隊

さらに中小労組政策ネットワークの柿沼陽輔さんと自治労都府職の石田誠さんが労働組合の立場からこの日の自衛隊演習に反対する発言を行つた。その後、午前中の各訓練会場での抗議行動に取り組んでいた地域の運動から、羽田と世田谷、練馬、立川、白鬚西などでの抗議行動の報告がなされた。

朴慶南（パク・キョンナム）さんはカンパアピールの後、外国人労働者からの発言として、まず神奈川シティユニオンの韓国人労働者たちが登壇し、石原発言と今回の訓練を弾劾するとともに、「みなさんへの連帯を込めて」とアリランを合唱した。本委員会（JVP）が発言に立つた。その後、阪神・淡路大震災の経験からして、まちコミュニケーションの小野幸一郎さんが発言に立ち、行政の「防災対策」が住民のために明確に有事立法・改憲へと至らうとする日帝の侵略反革命戦争体制づくりの一環にある。石原を都知事の座から引き下ろし、強まる国家主義・排外主義と対決するたかいをつくりだしていかねばならない。在日・滞日外国人労働者の決起に応え、その生活と権利を防衛しするたかいをつくりだしていくとともに、日帝の戦争策動を打ち破つて、いかに力を強く前進させていくかではないか。

晴海会場で登壇した石原慎太郎は、今回の演習を契機にして「日本人の美風を取り戻し、自分のことは自分でやるんだという自覚をもつて、すばらしい東京、すばらしい日本をもう一度築き直していきたい」などと述べ、あらためて国家主義を煽り立てた。

集会の最後に、宮崎学さんが閉会のあいさつを行い、参加者はチャンゴの演奏を先頭に銀座に向かうデモンストレーションに出発し、沿道の注目を集めた。

プラスになるものではない現実を指摘し、住民自身の助け合いなどの経験こそを教訓としていくことを訴えた。